



市有地申込先着順売却案内書

伊那市役所 総務部 財政課 管財係

〒396-8617 長野県伊那市下新田3050番地

電話 0265-78-4111 内線 2163 F A X 0265-74-1250

1 売却物件等

(1) 売却物件は、次の物件です。

物件 番号	物件名称	所在地	土地面積		売却価格
			実測	公簿	
1	東春近暁野市有地	東春近 7300 番 168	326.45 m ²	326 m ²	4,900,000 円
2	西春近沢渡市有地	西春近 4935 番 1 外 4 筆	730.40 m ²	730.40 m ²	6,250,000 円
3	高尾町市有地 B	山寺 2515 番 12	199.49 m ²	199.49 m ²	3,170,000 円
4	高尾町市有地 C	山寺 2515 番 13	276.53 m ²	276.53 m ²	3,930,000 円
5	旧富県小校長住宅	富県 5628 番 31 外 1 筆	487.84 m ²	487.84 m ²	3,380,000 円
		(建物付)S55 年 3 月築 木造瓦葺平家建 (67.20 m ²) 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 (4.96 m ²)			(建物価格 0 円)

(2) 物件の用途等

ア 落札者は、入札に付する物件を、次に掲げる用途に供してはなりません。売買契約においては、その条件を付すこととします。

(ア) 周辺の住環境に影響を与える用途

(イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第11項に規定する接客業務受託営業

(ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(その団体の構成員等を含む。)が使用する用途

(エ) 前3号に掲げるもののほか、公序良俗又は公共の福祉に反する用途

(オ) 売買物件について、第三者に対して権利を設定する場合には、前4号に掲げる禁止用途を当該第三者に順守させてください

イ 上記アの条件に違反した場合は、売買代金の100分の30の額を違約金としてお支払いいただきます。違約金に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

(3) 特記事項

ア 本物件敷地内の立竹木の伐採・伐根費・地盤改良費は買主の負担となります。

イ 本物件の地下埋設物及び土壌汚染等の状況について調査は行っておらず、地下埋設物及

び土壌汚染の有無については不明です。万一、引渡し後に地下埋設物及び土壌汚染の存在が判明した場合、その除去等の対策費用は買主の負担となります。

ウ 本件建物は、建築から相当の年月が経過しており、躯体・基本的構造部分や付帯設備等は相当の自然損耗や経年変化が認められます。引渡し後に自然損耗や経年変化等を原因として不具合や故障等が判明した場合、その補修等の費用は買主の負担となります。

エ 市ではアスベスト調査は行っておりません。入札前にアスベスト調査を希望する場合は、別途ご相談ください。なお、事前調査に係る費用は、入札参加者の負担となります。

オ 買主は、本物件の地域の町内会等の取り決めに従ってください。

カ 物件番号1について、暁野区景観形成住民協定の取り決めに従ってください。また、住宅建築等土地の利用にあたり、敷地内の電柱及び支線（No. 54 ハ 741）が支障になる場合は、中部電力パワーグリッド株式会社 伊那営業所 配電課（0265-78-7062）へ連絡をお願いします。

（４）その他

ア 物件は、現状有姿での引渡しとなります。

イ 地盤調査等はありません。

ウ 建築等に関連する法令手続等、事前に確認してください。

エ 物件の状態は、物件調書を参照してください。また、詳細については財政課までお問い合わせください。

オ 建築基準法等関係法令の制限や上下水道の利用等についての詳細は、担当機関にお問い合わせください。

2 買受申請者の資格

買受申請することができる方は、次のいずれにも該当しない方です。

（１）地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に掲げる次の者

ア 競争入札にかかる契約を締結する能力を有しない者

イ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 32 条第 1 項各号に掲げる者

（２）地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項に掲げる者で、競争入札に参加することを停止された期間を経過しない次の者。また、その者を代理人、支配人、その他使用人又は入札代理人として使用する者

ア 本市との契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 本市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が本市と契約を締結すること又は本市との契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定により本市が実施する監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて本市との契約を履行しなかった者

- カ 前各号のいずれかに該当する事実があった後、競争入札に参加することを停止された期間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他使用人として使用した者
- (3) 申請の時点において、伊那市に対し未納がある者
- (4) 伊那市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者
- ※法人、事業所、団体等の役員が該当する場合も含む

3 買受申請書の提出方法

(1) 買受申請に必要な書類

市有地買受申請書（様式第1号）、誓約書（様式第2号）、印鑑証明書 各1通
注意事項

- (ア) 申込書に記載された氏名が、売買契約締結及び所有権移転登記の際の名義となります。なお、共有名義とする場合は、連名での申込みとし、誓約書、印鑑証明書も全員分提出してください。
- (イ) 印鑑証明書は、発行後3か月以内のものとし、今年度の別の回に参加申込をいただいた場合は、今回の提出は省略できるものとします。
- (ウ) 印は、印鑑証明書の印鑑（実印）を押印してください。
- (エ) その他必要な書類の提出を依頼する場合があります。

(2) 買受申請書の受付

ア 買受申請の方法

- (1) の書類を、(2) ウの受付窓口まで直接お持ちください。（郵送は不受理）

イ 受付時間

月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで

※土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の閉庁期間中は受付を行いません。

ウ 受付窓口

長野県伊那市下新田3050番地

伊那市役所 総務部財政課管財係（伊那市役所4階）

エ 留意事項

- (ア) 買受申請書の受付先着順に売却手続きを進めます。
- (イ) ファックスや電子メールによる申請はできません。
- (ウ) 申請書類は返却しません。

4 現地説明

現地説明を希望される場合は、電話等にて事前に予約を行ってください。

- (1) 時間帯は、月曜日から金曜日までの午前9時から午後4時まで
- (2) 申込みは、説明希望日の2開庁日前午後5時までに、電話で事前予約を行ってください。
- 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の閉庁期間中は現地説明を行いません。

5 契約の締結等

- (1) 申請者には別途、契約に必要な書類をご案内します。
- (2) 申請者は、申請から20日以内に契約締結していただきます。期限までに契約を締結しない場合は無効となり、売却金額の100分の5以上に相当する額を納付していただきます。
- (3) 申請者は契約を行う場合、契約と同時に契約保証金として契約金額の100分の10以上に相当する額を支払っていただきます。
- (4) 売買契約の締結は、市有地買受申請書に記載された名義で行います。
- (5) 契約内容は別紙「契約書(案)」のとおりです。申請者は内容をご確認いただき、ご理解いただいたうえで申請してください。

6 売買代金の支払方法

- (1) 売買代金と契約保証金との差額を、市が発行する納入通知書により原則、契約締結の日から2か月以内にお支払いいただきます。
- (2) 期限までに納入されない場合は、契約が解除され、納付された契約保証金は市に帰属し、返還されません。

7 所有権の移転等

- (1) 売買代金を完納していただいたときに所有権が移転します。
- (2) 所有権の移転登記は市が行いますが、登記にかかる費用は買受者が負担します。
- (3) 市有地買受申請書に記載された名義で所有権の移転登記を行います。
- (4) 所有権移転登記に必要な住所証明書として、個人の場合は住民票（直近3か月以内に発行したもの。）、法人の場合は法人登記簿謄本又は登記事項証明書の写し（現在事項証明書又は代表者事項証明書。）をご提出いただきます。

8 買受者の負担等

- (1) 売買契約書（市保有分1通）に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税、その他本契約の締結及び履行に関する一切の費用は、買受者の負担となります。
- (2) 売却物件の引渡しは売買代金納付時の現状有姿で行います。当該物件内の動産類やごみなどの撤去などは、全て買受者自身で行っていただきます。
- (3) 売却物件について、第三者の権利等の設定等による負担、当該物件の所有者が負担すべき責務等、買受者が引受けなければならない法的義務については、買受者の負担となり、当市は責任を負担しません。

9 不服申立て

買受申請を行った方は、契約後は、案内書等についての不明を理由とする不服の申立てはできません。